

〔 案 〕

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

エムジーリース株式会社

「リース取引に関する会計基準(案)」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

貴委員会が平成 18 年 12 月 27 日付にて公表し、コメントを募集された企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」(以下「基準案」という。)及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「適用指針案」という。)につきまして、当社は、基本的に現行のリース会計基準、すなわち所有権移転外ファイナンスリース取引につき、一定の注記をすることによる賃貸借処理の選択適用を行うことで財務情報開示の観点から重大な不都合はないと考えておりますが、リース会計基準が改正される場合も想定し、その際の要望について下記のとおりコメントを提出申し上げますので、宜しくご検討の程をお願い申し上げます。

記

1. 適用時期に対する要望

基準案では、「平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度」となっている。

これに対応するシステム変更について借手・貸手ともに全面的な見直しが必要とされ、相当の開発期間と費用を要することが想定される。しかし、これらの会計税務の取扱いの詳細が明らかにならない限り着手することができない。

会計基準の適用時期は、実務に対応可能な取扱いの詳細、監査上の取扱い、税務上の取扱いが明らかになったうえで決定すべき。

平成 19 年度税制改正における減価償却制度の改訂等もあり、かなりのシステム開発と社内体制の見直しが必要とされており、財務報告の信頼性を確保するためには、運用開始以後の誤作動は許されず、またデータ変換作業、データ変換後のシステム作動確認、操作教育を考えると、適用時期を延長すべき。

貸手における課題

貸手が適用開始時期までに新たにシステムを開発し社内体制を見直すべき項目として以下の課題が考えられる。上記に述べたとおり、信頼性の確保等の観点から適用時期を延長すべき。

・改訂基準適用前取引に関する対応

所有権移転外ファイナンス・リースの会計と税務の取扱いの違いへの対応
会計は経過措置により定額利益計上の売買処理となるが、税務は賃貸借処理。

・改訂基準適用取引に関する対応

- リース取引の判定
- ・計算利率の算出・元利計算方法の見直し
- ・ファイナンス・リース取引の会計処理システムの全面的な再構築
- ・新たな資産管理システムの追加

税務との調整に関する対応

・税務上の収益計上・・・20%利息法・80%定額法等

借手への情報提供

・資産管理、債務管理、注記情報、元利明細、決算情報等の提供が必要となる

・早期適用可となり会社によっては 2007 年度から変更するところもある。

貸手からの情報提供が間に合わない恐れあり。

2. 中小企業等への適用に関する要望

「中小企業の会計に関する指針」について

中小企業については会計事務の負担余力に限りがあると考えられることから、借手・貸手双方において、各社の実情に沿った処理を採用できるよう、リース資産総額の重要性にかかわらず、賃貸借処理の継続が可能となるよう強く要望する。

また継続して借手の適用対象中小企業の賃貸借処理が認められたとしても、同指針の適用対象外となる中小企業は、大企業よりも実務上の負担が大きくなるという問題が生じることから、同指針の適用対象外となる中小企業については、リース資産総額の重要性の有無にかかわらず、定額配分による取扱いを認めるべきである。

連結対象子会社等の取扱い

連結対象子会社等(公開会社・大会社・会計監査人設置会社の子会社等)であることにより「中小企業の会計に関する指針」の適用対象外となっている中小企業についても同様の措置を講じられるようお願いしたい。

3. 実務に関する課題

利息相当額の配分について

利息相当額は、原則として「利息法」により配分することとなっているが、借手は、リース資産を自己所有資産と区分管理したうえで、更に、支払リース料とは別に支払利息及び減価償却費を管理しなければならず、リース取引の簡便性・利便性が大きく損なわれることとなる。また、貸手も、事務処理、会計処理が煩雑化し、利便性が損なわれるのは同様であり、かつ、リース取引の特性であるキャッシュフローに裏付けされた収益の計上方法(収益の平準化)が崩れるという副次的な問題が生ずる。したがって、利息相当額について、重要性の有無にかかわらず定額法の配分を認めることを強く要望する。

借手の負担増について

借手にとっても下記のように負担が増すため、適用対象及び時期の見直しが必要である。

・新たな減価償却資産管理システムの構築

従来の自社所有資産とは異なるリース期間定額法による償却システム及び資産除却処理システムの構築が必要となる。

・利息の配分額

支払リース料の出金管理とは別に、支払リース料を元本充当額と支払利息相当額に区分

管理したうえで、利息相当額は、「利息法」または「定額法」により期間配分するための管理システムが必要となる。

・維持管理費・保守料の区分

各契約に占める維持管理費・保守料の重要性の判定を行ったうえで、その結果によって維持管理費・保守料の区分管理が必要となる。

ただし、「基準案」及び「適用指針案」では重要性の判定基準が明らかにされていない。

少額リース資産に関する簡便的な取扱いについて

適用指針案第33項及び第34項(3)に従って、「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約1件当たりのリース料総額(維持管理費用相当額等を除くことができる。)が300万円以下のリース取引」については、オペレーティングリース取引の会計処理(賃貸借処理)を行うことができるが、実務負担への配慮の観点から、300万円基準は引き上げるべきである。

リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取扱いについて

適用指針では、リース資産総額に重要性がない場合(未経過リース料期末残高が10パーセント未満)に利息相当額の定額配分を認めているが、借手の実務負担への配慮から、数値基準を引き上げるべきである。

以上